

5/27

繰り延べ税金資産

計上ルール変更案

企業会計基準委

日本の会計基準を作る
企業会計基準委員会（A
SBJ）は26日、企業に
とって税金の前払いにあ
たる「繰り延べ税金資産」

▼繰り延べ税金資産
会計上の経費が税務上は認められない場合、企業は税務上の経費とならない分を加えた利益をもとに税金を支払う。この経費が将来は税務上認められると想定できれば、税金が戻ってくると考え、繰り延べ税金資産に計上する。そのためには将来の一定の利益が必要だ。

の計上ルールの見直し案を公表した。業績が不安定だったり、将来十分な利益が出ないと見込まれたりする企業は、将来の収益見通しを説明できれば、前払いした税金がよ

り多く戻ってくると見積もり、同資産を計上できるようにになる。

7月下旬まで意見を募

る。3月期決算企業には今期から適用を認め、来期からは強制適用される。会計上、自己資本が増えて財務体質が改善したようにみえる。利益には影響しない。

現行ルールでは業績が不安定な企業は最大で5年分の利益見通しをもとに同資産を計上する。6年目以降の利益については現行は認められていないが、ルール変更後は合理的な説明ができれば同資産を計上できる。

同資産の計上は本来は業績予想に基づくが、過去の実績が重視されすぎていたり、規則が細かすぎたりするなどの問題点が指摘されていた。

